

令和 2 年度 政策評価（案）について

1 令和 2 年度政策評価の主なポイントについて

- (1) 令和元年度特定課題評価を踏まえた改善
 - ・ 総合計画に掲げる政策の進捗状況をより明確にお示しするため、新たな公表資料「総合計画推進状況」を作成し公表（施策評価を総合計画の「政策の方向性」（53本）単位で再整理）
 - ・ 基本評価調書の全体的な見直しを行い、視覚的に分かりやすく表すためスキーム図を活用したほか、成果指標分析の充実化、重複部分の削除、レイアウトの改善を行い、調書枚数を 2 / 3 に削減
- (2) 新型コロナウイルス感染症への対策に注力するため、今年度は特定課題評価を実施しない。
- (3) 条例の施行の状況等について点検を行う。

2 各評価の考え方

(1) 基本評価

ア 施策評価

総合計画で掲げた政策目標の実現に向け、重点戦略計画などに関連する施策を一体的に推進管理をするため、目標・指標など具体の根拠に基づく施策の点検・検証を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにする。

イ 事務事業評価

施策評価と一体的に改善等を要する事務事業を選定し、点検・検証を行う。

(2) 公共事業評価

ア 公共事業再評価

事業着手から一定期間経過後での継続事業の妥当性などを検証するため、事業実施中の地区ごとに点検・検証を行い、公共事業の効果的・効率的な実施と実施過程の透明性の一層の向上を図る。

イ 公共事業（大規模等）事前評価

大規模な公共事業等について、事業の企画・立案段階で必要性や事業効果などを点検・検証するとともに、事業内容や検討状況等を明らかにすることにより、企画・立案過程の透明性の一層の向上を図る。

(3) 特定課題評価

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済の両立に取り組む各部の事務の軽減の観点から、特定課題評価は実施しない。

3 条例の施行状況等について点検

- ・ 前回（H27年度）の条例の点検から 5 年を経過することから北海道政策評価条例に基づき、5 年間の評価の実施状況や評価結果の反映状況など、条例の施行の状況等について点検する。
- ・ 基本評価等専門委員会の所掌事務として条例の施行状況等の点検に関することを追加する。

5 年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる（北海道政策評価条例附則 2）